

群馬大学共同教育学部学生指導担任に関する内規

令和 2. 4. 1 制定

改正 令和 4. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学共同教育学部学生指導担任（以下「学生指導担任」という。）に関し必要な事項を定める。

(学生指導担任)

第2条 本学部に、学生指導担任を置く。

2 学生指導担任は、各講座からの推薦に基づき、学部長が指名する。

(職 務)

第3条 学生指導担任は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 担当する学生の学生指導カードの作成及び管理に関すること。
- (2) 担当する学生の欠席状況の調査に関すること。
- (3) 担当する学生の休学、退学、復学の相談及び指導に関すること。
- (4) 担当する学生の学外実習への派遣に関すること。
- (5) 担当する学生の修学上の諸届出の指導に関すること。
- (6) 担当する学生の進路希望及び進路状況の調査に関すること。
- (7) 担当する学生の推薦書の作成に関すること。
- (8) その他担当する学生の指導に関すること。

(学年担任団)

第4条 本学部に、学年共通の演習等を実施するため、学年担任団を置く。

2 学年担任団は、各学年の学生指導担任で構成する。

(主任及び副主任)

第5条 学年担任団に主任及び副主任を置く。

2 主任及び副主任は、学年担任団を構成する者から学部長が指名する。

3 主任及び副主任は、学年共通の演習等に必要連絡調整を行う。

4 主任及び副主任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の主任及び副主任の任期は、前任者の残任期間とする。

(総括責任者)

第6条 本学部に、学生指導担任の業務を総括するため、学生指導担任総括責任者を置く。

2 学生指導担任総括責任者は、学部長が指名する。

3 学生指導担任総括責任者の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の学生指導担任総括責任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。